

幼稚園・保育の無償化に伴う 託児所（すぎのこ園）の利用料の取扱いについて

令和元年10月1日より子ども・子育て支援法施行令により幼児教育・保育の無償化が開始され、すぎのこ園についても、認可外保育施設として利用料が無償化の対象となっておりました。

令和8年10月1日より子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令が公布され、無償化の上限金額が変更となり、すぎのこ園の利用料についても無償化の上限金額が変更となりましたのでお知らせいたします。

【月額利用料及び無償化金額】

年 齢	3歳未満	3歳 ※2	4歳以上
利用料（円）	57,000	35,600	29,500
無償化対象額 （令和8年9月分まで）	42,000 （住民税非課税 世帯に限る）	37,000	37,000
無償化対象額 （令和8年10月分から）	45,700 （住民税非課税 世帯に限る）	40,300	40,300

- ※1 子どもが無償化の対象となるためには、お住まいの市町村へ申請し「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- ※2 令和8年度は令和5年4月1日生まれ以降の子どもが対象となります。
- ※3 利用料は、誕生日が属する月の翌月分の利用料から変更となります。
（誕生日が1日の場合は当月分の利用料から変更）
- ※4 有料延長保育や夜間保育を利用して上限額を上回った場合は、超過分を給与控除（又は口座振込）により徴収します。